

那須塩原市開発登録簿閲覧要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条第5項の規定に基づく開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧及びその写しの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第1項の規定により、登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を建設部都市計画課内に置く。

(登録簿の閲覧時間)

第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、那須塩原市の執務時間を定める規則（平成17年那須塩原市規則第1号）第1条第1項に規定する時間とする。

(閲覧所の定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、那須塩原市の休日を定める条例（平成17年那須塩原市条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第5条 市長は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を伸縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続等)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書（様式第1号）により、その旨を市長に申請しなければならない。

2 登録簿の閲覧は無料とする。

(登録簿の写しの交付申請)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（様式第2号）により、その旨を市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により登録簿の写しの交付を受ける場合の手数料は、那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）に定める金額とする。

(閲覧上の注意)

第8条 閲覧者は、登録簿を所定の場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、閲覧に際して、係員の指示に従わなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

<p>開発登録簿閲覧申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那須塩原市長 様</p> <p style="text-align: center;">閲覧申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>那須塩原市開発登録簿閲覧要綱第6条の規定に基づき、次のとおり開発登録簿の閲覧をしたいので申請します。</p>			
開発許可を受けた者の 氏名又は名称			
開発区域の所在及び地番			
閲覧理由			
※ 受付 処理 欄	整理番号		返 納 確 認 印
<p>※印の欄は記入しないでください。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「閲覧申請者」の欄には、所属する団体、会社名等も記入すること。 2 「閲覧理由」の欄は具体的な理由を記入すること。 3 閲覧図書は、汚損、破損等がないよう取り扱うこと。 			

様式第2号（第7条関係）

※受付欄	整理番号		※手数料欄

<p>開発登録簿の写し交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那須塩原市長 様</p> <p style="text-align: center;">閲覧申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ⑩</p> <p>都市計画法第47条第5項の規定に基づき、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので申請します。</p>	
開発許可年月日及び番号	
開発許可を受けた者の氏名 又は名称	
開発区域の所在及び地番	
申請理由	
交付申請件数	件

※印の欄は記入しないでください。